

保・年金

国民健康保険こんなときは  
届け出を

【職場の健康保険をやめた  
場合・加入した場合】

会社を辞めたなどの理由で健康保険の資格を喪失した場合、本人と被扶養者は国民健康保険(以下、国保)に加入することになります。退職日の翌日から加入資格が発生するので、14日以内に届け出をしてください。

国保の加入手続きが遅れても、加入日は資格取得日までさかのぼり、この期間の保険税も納付することとなります。

また、会社の健康保険に新たに加入した場合は、国保の資格喪失の届け出が必要です。資格がなくなった後、国民健康保険証を使って診療を受けた場合、国保の医療費は返還することに

なります。保険証が変わったときは、現在かかっている医療機関にその旨を伝え、新しい保険証を提示してください。

【市外へ転出した場合・市内へ転出した場合】

国保加入者が市外へ転出した場合は、新住所地の国保資格に加入することになります。ただし、修学のために市外へ転出した場合は、特例として国保資格を継続することができます(修学終了時には特例を喪失する届け出が必用です)。

また、前住所地で国保に加入していた人が当市へ転出した場合、新たに国保資格を取得することになります。

※手続きについては左表を参照。国保年金課資格給付班(☎内線2855287)。

新たに70歳を迎える国保加入者の負担割合が2割になります

70歳から74歳の国民健康保険

被保険者の窓口負担は、一定の所得がある人を除き、法律上2割となっていますが、特例措置によりこれまで1割負担とされてきました。

平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直され、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人の窓口負担が、誕生月の翌月(ただし、1日生まれの方は誕生月)から2割となります。

後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成

後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成しています。市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者。ただし、次のいずれかに該当する人は対象となりません。

- ①後期高齢者医療保険料を滞納している人、②市で実施する健康診査を受診した人(脳ドックのみの検査は対象となります)。

●助成額【人間ドック】検査費用の2分の1(30,000円限度)、【脳ドック】検査費用の2分の1(20,000円限度)。

加入している年金制度が変わったら届出を

加入している年金制度が変わった場合は、忘れずに変更手続きをお願いします。

●会社を退職したとき(被扶養配偶者も同様)・配偶者の扶養から外れたとき(収入増や離婚)などは市役所へ届け出。

国民健康保険人間ドック・脳ドック検査助成の申請

国民健康保険に1年以上加入している40歳以上で、左記の要件を満たしている人は、事前申請することで検査費用の2分の1の額が助成されます。

- ①国民健康保険税を完納している人。②人間ドック受検者は、当該年度に特定健康診査を受診していない人。

- 助成限度額【人間ドック】30,000円、【脳ドック】20,000円。

①検査医療機関を予約する(指定医療機関なし)、②申請書を記入し、検査日より一週間前までに、本庁・支所へ提出する(申請書は、市ホームページまたは市国保年金課、印旛支所・本笠支所にて配布)。

※検査後の申請では、助成を受けられないのでご注意ください。国保年金課資格給付班(☎内線2855287)。

となる【】

●配偶者の扶養になったとき(結婚や退職など)・配偶者が会社を変わったときなど配偶者の勤務先へ届け出。

※第3号被保険者が第1号被保険者に変更されたときは、必ず届け出をお願いします。

学生納付特例制度の手続き

同制度は、学生の在学期間中の国民年金保険料を後払いできる制度です。承認期間に支払いがなくても、未納とはなりませんので、在学中に病気やけがで障害が残ったときでも、障害年金が受けられます。

承認期間は、平成26年4月～平成27年3月までです(申請は、毎年度必要なので、昨年度に申請した人も、再び申請が必要です)。

なお、日本年金機構より継続申請のながが届いた人については、はがきで申請ください。申請が遅れると、障害年金や遺族年金に該当しない場合もありますので、ご注意ください。

国民年金第1号被保険者に加入するとき

●会社を退職したとき(被扶養配偶者も同様)・配偶者の扶養から外れたとき(収入増や離婚)などは市役所へ届け出。

学校・専修学校に在学の人、各種学校の1年以上の課程に在籍している人(海外の学校の学生は対象とはなりません)で本人の前年所得が118万円以下の人。

国民健康保険に1年以上加入している40歳以上で、左記の要件を満たしている人は、事前申請することで検査費用の2分の1の額が助成されます。

国民年金保険料の前納制度

平成26年4月から平成27年3月までの国民年金保険料は、月額15,250円に変更されました。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで納めることができます。

納付方法として、年度内の保険料をまとめて納めることのできる前納制度があります。

千葉県弁護士会 遺言・相続の無料説明会

4月15日(火)午後1時～4時。千葉県弁護士会館3階講堂(千葉市中央区中央4-13-9)。

千葉県弁護士会 遺言・相続の無料説明会

千葉県弁護士会(☎043-227-8954)。

相談

司法書士無料相談

相続・贈与などの不動産登記、多重債務問題、成年後見・少額訴訟、会社設立・役員変更などに関する無料相談会です。

4月9日(水)午後6時～8時。場中央駅前地域交流館2号館(中央南)。

千葉県弁護士会 遺言・相続の無料説明会

4月15日(火)午後1時～4時。千葉県弁護士会館3階講堂(千葉市中央区中央4-13-9)。

千葉県弁護士会(☎043-227-8954)。

千葉県弁護士会(☎043-227-8954)。

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ ホームページ メールアドレス その他 携帯番号